

奈良県告示第四百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
結核病	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査及びツベルクリン皮内反応
ブルセラ病	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査、凝集反応検査及び補体結合反応検査
ヨーネ病	発生予防	乳用牛で発生予防上適当と認めたもの及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	臨床検査、ヨーニン皮内反応及び免疫酵素抗体法
馬伝染性貧血	発生予防	馬（生後百八十日未満のものを除く。）	臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応検査
オーエスキー病	発生予防	豚及び飼育されている猪で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査、ラテックス凝集反応検査及び中和抗体法
豚繁殖・呼吸	発生予防	豚で発生予防上適当と	臨床検査、間接蛍光抗体及

障害症候群		認めたもの	び免疫酵素抗体法
豚流行性下痢	発生予防	豚で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査及び中和抗体法
伝染性胃腸炎	発生予防	豚で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査及び中和抗体法
ひな白痢	発生予防	種鶏で発生予防上適当と認めたもの	ひな白痢全血急速凝集反応
ふそ病	発生予防	みつばちで採蜜に供するもの	肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査
伝達性海綿状脳症（牛）	発生状況及び動向把握	牛で満二十四箇月齢以上で死亡したもの	免疫酵素抗体法
伝達性海綿状脳症（めん羊及びやぎ）	発生状況及び動向把握	めん羊及びやぎで満十二箇月齢以上で死亡したもの	ウエスタンブロット法

二 実施する区域及び実施の期日

病名	実施する区域	実施の期日
結核病	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
ブルセラ病	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

ヨーネ病	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
馬伝染性貧血	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
オースキー病	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
豚繁殖・呼吸障害症候群	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
豚流行性下痢	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
伝染性胃腸炎	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
ひな白痢	奈良市矢田原町	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
ふそ病	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
伝達性海綿状脳症（牛）	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
伝達性海綿状脳症（めん羊）	県の全域	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

及びやぎ		
------	--	--

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。